

被災者の医療費の一部負担金などの免除措置が来年の12月31日まで延長

国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険の加入者で、東日本大震災により被災し一定の要件に該当する方についての医療費の一部負担金および介護保険サービス利用料の免除措置が、来年12月31日まで延長されます。これに伴い、新たに証明書を交付します。申請が必要な方と必要ない方は以下の通りです。

なお、これまで窓口で提示していた証明書は来年1月1日以降使用できませんのでご注意ください。

▷申請が必要な方

・「主たる生計維持者の業務の休廃止または失職」を事由に証明書が交付されている方

※該当者には別途通知しますので、通知にある免除要件に該当する方は申請してください。

・今後国民健康保険及び後期高齢者医療制度に加入する方、介護保険サービスを利用開始する方で、要件に該当する方

※詳しくはお問い合わせください。

▷申請が必要ない方 「住家の全半壊（全半焼）」、または、「主たる生計維持者の死亡・行方不明」を事由に証明書が交付されている方

◆問い合わせ 町国保介護課（☎82-3111【国保・後期高齢係】内線131・132・133【介護保険係】内線135）へどうぞ。

山田の鮭まつり



山田町観光協会と町の共催により「山田の鮭まつり」を開催します。恒例の鮭のつかみどり（抽選で200人）など実施しますので、ぜひご来場ください。

▽開催日 11月29日（日）

▽時間 午前9時～午後2時

※抽選会は午前10時からです。

▽場所 山田魚市場特設会場

※鮭の遡上状況により鮭のつかみどりを中止や人数を減らして実施する場合があります。



つかみどりを楽しむ来場者

◆問い合わせ 町水産商工課 観光振興係（☎82-3111 内線224）か、山田町観光協会（☎84-3775）へ。

期限は11月30日 臨時給付金の申請は忘れずに

「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特例給付金」の2つの給付金の申請期限は11月30日です。支給対象と思われる方には8月下旬に申請書類を送付しましたので、申請の手続きが済んでいない方は早めに申請をしてください。

※支給要件を満たすと思われる方で申請書類が届いていない方は、お問い合わせください。

カクニンジャ



臨時福祉給付金

▷支給対象者 平成27年度分の住民税が非課税の方
※ただし▶課税されている方に生活の面倒を見てもらっている▶生活保護の受給者である——場合は対象外です。

▷支給額 1人6千円

◆申請先・問い合わせ 町健康福祉課（☎82-3111 内線149）へどうぞ。

子育て世帯臨時特例給付金

▷支給対象者 平成27年6月分の児童手当を受給した方

※特例給付（児童手当の所得制限額以上の方に児童1人あたり月額5千円を支給しているもの）を受給される方は対象となりません。

▷対象児童 支給対象者の平成27年6月分の児童手当の対象となった児童

▷支給額 対象児童1人3千円

◆申請先・問い合わせ 町町民課（内線124）へ。